



欧州単一特許制度の現状

欧日政策セミナー
2016年11月22日

単一特許制度の概要



→新制度の開始は **UPCAの発効時**

1. 單一特許

単一特許

欧州特許(EP)の付与

EPC(UPR第9条(I) a)に則った出願、審査及び欧州特許庁(EPO)による特許付与



単一効の登録手続

特許付与の公告から1カ月以内に単一効の請求を提出
(UPR第3条(I)、第9条(I) a, g)



欧州単一効特許

単一特許保護のための登録 (UPR第9条(I) h)
欧州特許付与の公告の日からの遡及効を有する (UPR第4条(I))

単一特許

手続費用：

出願及び審査に要するEPO庁費用は変わらない
(UP = 「チェックボックスにチェックを入れる」)

「従来型の」 EP	単一特許	米国
12,200ユーロ	8,300ユーロ	14,000米ドル (= 12,500ユーロ)

翻訳：

UP出願は、独語、英語、仏語で行う：さらなる翻訳は行わない UPTR第3条(I)

12年間の移行期間中にさらなる翻訳を行う(最初の機械翻訳は行わない) UPTR第6条：

独語又は仏語→英語

英語→独語又は仏語

単一特許

更新手数料：“True Top 4”

すべてのUP参加国の更新手数料は、
EP設定登録国の上位4カ国(**Top 4**)
(ドイツ、フランス、イギリス及びオランダ)
の総額に相当

20年間の合計：

True Top 4 = 35,555 ユーロ

EP (DE, GB FR) = 25,148 ユーロ

DE, FR, GB, NL = 36,188 ユーロ

EPO 50%、他の特許庁 50%

UPR第13条(I)

出典: www.epo.org

年	True TOP 4	25の参加国
	ユーロ	ユーロ
2	35	0
3	105	1 298
4	145	1 874
5	315	2 545
6	475	3 271
7	630	3 886
8	815	4 625
9	990	5 513
10	1 175	6 416
11	1 460	7 424
12	1 775	8 473
13	2 105	9 594
14	2 455	10 741
15	2 830	11 917
16	3 240	13 369
17	3 640	14 753
18	4 055	16 065
19	4 455	17 660
20	4 855	19 197
合計	35 555	158 621

単一特許

単一効：

UPR第3条(II)：

限定、無効及び移転は、すべての参加国に対してのみ行われる
ライセンス許諾は、参加国のすべてまたは一部に対して行われる
権者が様々である EP (「特許の束」) とは異なる

オプアウト (適用除外)：

7 (+ 最長で7)年間の移行期間中のEP及びSPCに関して UPCA第83条

EPの「所有者」によるオプアウト：

所有者 = 「所有者として登録する権利を有する者」 RoP規則8 (V)

所有者が複数：すべての所有者 RoP規則5 (Ia)

指定参加国が複数：EPの設定登録を行ったすべての参加国 RoP規則5 (Ib)

→システム上の手続(案件管理システム) 設定登録について確認せず！

オプアウト手数料は無料

単一特許に向けた準備

欧州特許庁：

2015年12月に内部規定を承認

新たなUP登録の技術的導入

オンライン出願制度及びオンライン手数料管理の導入

ISO 9001 認証プロセスの開始

オプトアウト：

(案件管理システムによる) UPCの登録局への申請が必要

制度の開始初日には不要、但し「サンライズ期間」は約6カ月前に開始

「統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書」

2. 統一特許裁判所

UPCの構成



中央部：パリ、ロンドン、ミュンヘン (控訴裁判所：ルクセンブルク)

地域部：スウェーデン(北欧及びバルト三国)等

地方部：オーストリア、ベルギー、デンマーク、フランス、フィンランド、ドイツ(4)、ギリシャ、アイルランド、イタリア、オランダ、イギリス等

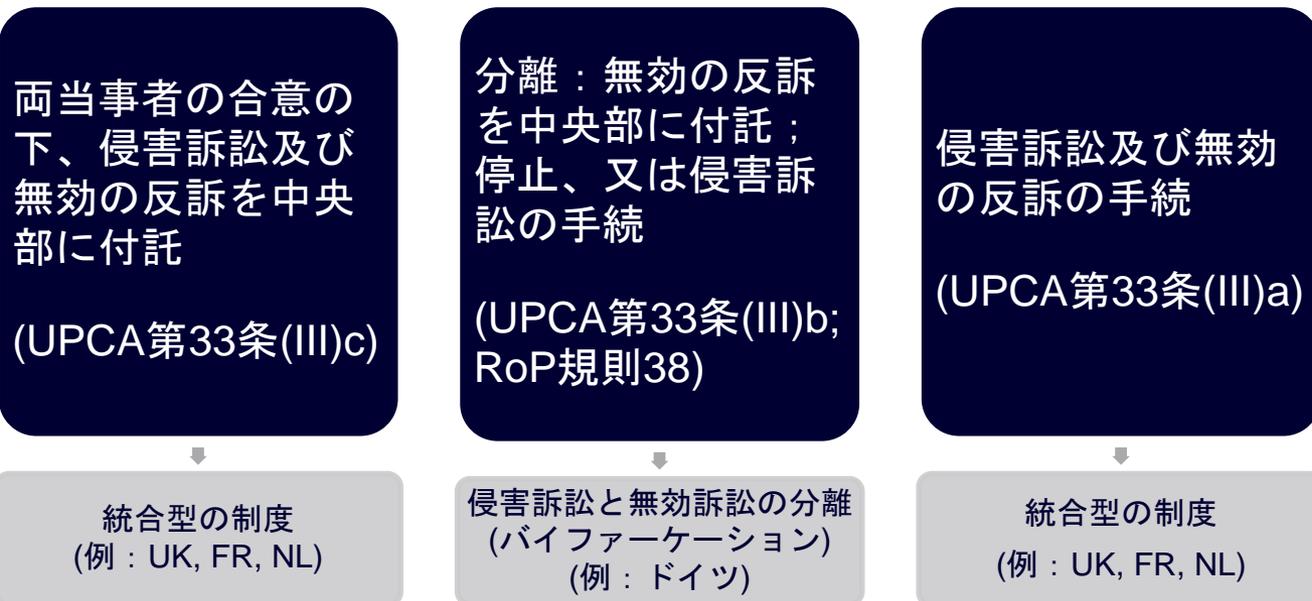
特許仲裁調停センター：リスボン及びリュブリャナ

UPCの構成

EP、SPC及びUPに関する管轄裁判所

- PIを含む侵害訴訟 (通常は地方部又は地域部に対して)
- 非侵害確認の訴訟 (中央部に対して)
- 無効訴訟(中央部に対して)

侵害訴訟の場合、被告は無効の反訴を提起できる



裁判手数料

種類 (訴額)	固定	訴額ベース	合計
侵害(≦500kユーロ)	11,000ユーロ	0ユーロ	11,000ユーロ
侵害(1 Mユーロ)	11,000ユーロ	4,000ユーロ	15,000ユーロ
侵害(2 Mユーロ)	11,000ユーロ	13,000ユーロ	24,000ユーロ
侵害(5 Mユーロ)	11,000ユーロ	32,000ユーロ	43,000ユーロ
侵害(10 Mユーロ)	11,000ユーロ	65,000ユーロ	76,000ユーロ
侵害(30 Mユーロ)	11,000ユーロ	150,000ユーロ	161,000ユーロ
侵害(>50 Mユーロ)	11,000ユーロ	325,000ユーロ	336,000ユーロ
仮差止命令	11,000ユーロ	-	11,000ユーロ
無効訴訟	20,000ユーロ	-	20,000ユーロ
無効の反訴	11,000ユーロ	最高で9,000	最高で20,000

侵害訴訟についての比較： イギリス 約14,000ユーロ； ドイツ 10,608 ~ 329,208ユーロ

弁護士費用

基本的規則：反訴側が勝訴側に対して賠償すべき UPCA第69条(I)
 但し、回収可能な弁護士費用には上限が設けられている

訴額	上限	ドイツ (弁護士2名)	イギリス
500,000ユーロ	56,000ユーロ	16,065ユーロ	一般に 訴額にかかわらず 訴額の60%~70%
1 Mユーロ	112,000ユーロ	23,565ユーロ	
2 Mユーロ	200,000ユーロ	38,565ユーロ	
5 Mユーロ	600,000ユーロ	83,565ユーロ	
10 Mユーロ	800,000ユーロ	158,565ユーロ	
30 Mユーロ	1.2 Mユーロ	458,565ユーロ	
> 50 Mユーロ	2 Mユーロ	458,565ユーロ	

UPCの準備

UPCの規定

- 統一特許裁判所協定(UPCA) 2013年2月
- 手続規則(RoP)第18次草案改定 2016年6月
- 行動指針(CoC) 第4次草案 2016年6月
- 欧州特許訴訟証明書草案 2016年9月
- 特権及び免責に関する議定書草案 2016年6月
- 裁判手数料に関する規定、登録局に関する規定 等

裁判官の採用

- 募集：法律系裁判官約100名、技術系裁判官50名
- 2016年7月/8月：840名の申込み (ドイツ40%、フランス16%、イギリス16%)
(男性83%、女性17%)

ITシステムの導入 (案件管理システムを含む)

3. 現状

制度の開始

フランス、ドイツ、イギリスを含む少なくとも13カ国によるUPCAの批准

- 現在は11カ国であり、ドイツ及びイギリスは未批准
- イギリスの欧州連合離脱是非を問う国民投票 2016年6月 (“Brexit”)

現状

- イギリスはなおもEU加盟国であり、EUC第50条(II)によるEU離脱の通告はまだ行われていない
- 離脱交渉は2年間 EUC第50条(III)
- UPCAはEU加盟国のみが批准可能 UPCA第84条→ イギリスは、EU加盟国である限りは批准可能、但し：
 - EU法が優先される UPCA第20条
 - 連合法の問題に解釈が必要な場合に随時、欧州連合司法裁判所(CJEU) に照会して先行判決が下される(国内裁判所と同様)
- 離脱後、イギリスに対するEU法の適用は不可能 (UPR及びUPTRを含む)

制度の開始

考えられる解決策

- 英国弁理士会による法的見解：イギリスは、EU離脱後もUPCへの参加やUPC制度の一員としての存続が可能
- イギリスによる批准、それ以外はすべてUPCAに則った手続が可能
- イギリスと他のUPC参加国との間でのEPC第142条(I)に基づく特別な協定：EPの単一効をイギリスにも拡張

産業界の意向

- 制度の早期開始を求める多くの「政治的意思」 — 制度の早期開始に向けたEU全体での産業界による後押し
- 2016年9月末の競争力会議 — イギリス代表団による単一特許制度への関心の表明
- 巨大事業者 (シーメンス社、バイエル社)：イギリスの不参加は残念ではあるが、制度の成功に大きく影響を与えるものではない
 - イギリスはなおもEP保護を有する；南欧や東欧の方がより重要

ご清聴ありがとうございました

ご質問がありましたらお問合せ下さい

Preu Bohlig & Partner – Dusseldorf office



Dr. Christian Kau

email: cka@preubohlig.de

Couvenstrasse 4
Tel: +49 211 59 89 16 – 0
Fax: +49 211 59 89 16 – 22
D-40211 Dusseldorf

www.preubohlig.de